

《研究ノート》

中国における開放経済への政策的展開

—貿易投資体制改革, 全方位・多面的開放を中心として—

藤 鑑

はじめに

社会主義計画経済時代の中国は、閉鎖経済におかれ、自力更生政策を絶対化させていた（藤 [2018] pp.36-38）。しかし、1970年代に入ると、国際連合（国連）の議席回復を果たし、アメリカをはじめ西側諸国との関係を改善するなど、外交面において大きな進展が見られた。また、貿易と技術導入が拡大し、人的往来も活発化することで、国際市場への理解が深まり、対外開放のための基盤が形成された。1978年に改革開放の号砲が打たれると、閉鎖経済から開放経済への移行プロセスが始まり、それに伴い「自力更生」の絶対化路線は次第に影を潜めていった。

開放経済へ移行するために、まず、閉鎖的な対外経済体制を打破すべく、国内市場の開放、外国投資と商業の法的環境整備に力が注がれた。他方、1980年代には経済特別区（経済特区）をはじめとする「沿海地域開放」、1990年代に「全方位・多面的開放」の地域開放が進められた。2001年12月11日に中国は世界貿易機関（World Trade Organization: WTO）に加盟した。1986年にその前身である関税及び貿易に関する一般協定（General Agreement on Tariffs and Trade: GATT）への加盟申請を開始してから15年経つが、その間において国内市場の開放など様々な取組に見られるように、中国は、世界経済の国際的枠組に参加し、経済の国際化そのものを対外開放の目標としてきた。1971年の国連の議席回復は中国の国際社会への復帰となったが、その30年後のWTO加盟は、中国の閉鎖経済から開放経済への移行、そして世界経済への全面的復帰を象徴するものと言えよう。

本稿では、閉鎖経済から開放経済への移行過程を、対外経済体制改革と対外開放政策の地域的展開から考察する。とくに政府による対外開放戦略構想及び関連政策、貿易と外資企業の進出を軸として、改革開放への政策転換が本格化した1980年代から現在までの歩みを振り返るとともに、中国の対外開放がどのような特徴をもって進んでいたのかを明らかにする。以下では、まず1970年代における対外経済政策の動向を取り上げ、開放経済へと転換する政策的基盤の形成を論じる（1節）。次に、開放経済への移行過程においてどのような体制改革が行われたのかを整理する（2節）。そして、開放経済への移行過程に見られる地域的展開に焦点を当てて、主要な対外開放政策を取り上げる（3節）。そのうえで、閉鎖経済から開放経済への移行政策の特徴、成果と問題点を明らかにする（4節）。最後に本稿のまとめを述べる。

1 風雲急を告げる1970年代

1978年12月18日から22日にかけて中国共産党第11期中央委員会第3回全体会議（中共11期3中全会）が開かれた。会議では、改革開放への政策転換を宣言し、閉鎖経済から開放経済への移行を決定した。1978年に改革開放が宣言された背景について、経済の停滞、政治的リーダーの交代、国際関係の好転が挙げられる（藤 [2017] pp.55-58）。ここでは、1970年代における対外経済政策の動向に焦点を当てて、開放経済へ転換する準備過程を見ていきたい。

1-1 対外経済の進展

1970年代、中国は、国連の議席回復や中米和解など取り巻く国際環境の劇的な好転をチャンスと捉え、対外経済の拡大化を図る。しかし、対外経済を推進するには、まず、「自力更生」の絶対化政策と対峙せざるを得なかった。

1973年から1977年までの間、中国は「四三方案」を実施し、大規模なプラント輸入を行った（第2章）。文革末期とはいえ、江青（毛沢東夫人）をはじめ極左派（文革派）「4人組」の跋扈が続いていた。にもかかわらず、「四三方案」が象徴するように対外経済政策が展開可能となったのは、党内で対外関係を重視する勢力（対外経済重視派）が次第に勢力を増したからだ。1971年の林彪事件後、周恩来が林彪の残党を一掃するのに奔走したことで毛沢東のさらなる信頼を獲得したことや1973年に鄧小平が2度目の政界復帰を果たしたことなど、対外関係重視派は、意思決定における影響力を大きく拡大させた。権力中枢における勢力図の変化を背景に、「四三方案」のような大規模なプラント輸入が、晩年毛沢東の容認を得たうえで始まり、実施過程においても基本的に計画通りであった。「四三方案」は文革期における「閉関自守」（鎖国）を打破する重要な一歩であった。

また、江青らの極左派が「風慶輪事件」を起こしたものの所期の企みを果たせず不発に終わった。長年にわたる文革の混乱による経済の疲弊と人心の荒廃を背景に、1975年に行われた鄧小平批判の政治キャンペーン「右傾勢力の巻き返しに反撃せよ」に対して鄧の実利主義路線の甘みを知っている国民は面従腹背の態度を取った。国民の文革に対する懐疑、極左・文革派に対する不満は、周恩来の死去に対する追悼をきっかけに噴出し、1976年4月5日に大規模な反体制集会（天安門事件）にまで発展した。

1976年9月の毛沢東逝去の直後、江青をはじめとする「4人組」の逮捕という劇的な出来事により、文革も事実上終結し、一つの時代に終止符が打たれた。毛沢東の後、共産党主席に就任した華国鋒は、一層大胆な対外経済政策を採ることになる。1978年2月に開催された全国人民代表大会（全人代、日本の国会に相当）で「1976～1985年国民経済十カ年発展要綱」が採択され、20世紀末までに中国の「四つの現代化」（農業、工業、国防、科学技術の近代化）が目標とされた。1970年代における対外経済政策の流れを受け継いで、華国鋒は近代化の目標を早期に実現するため外国の技術に全面依存する方針を打ち出し、22件の外国の技術・プラント導入の大型案件を主導した。

1-2 極左派の猛反発

1970年代中後期、激動する国内外の情勢のなか、中国の対外経済政策は、諸刃の剣であったと言える。それは、社会主義計画経済、自力更生を基本方針とする閉鎖経済といった体制上越えられない一線が依然存在していたからだ。「四三方案」は、江青をはじめとする極左派が自力更生政策を盾に猛反発するなかで一部中止、あるいは縮小された。「風慶輪事件」で周恩来を降ろし、国務院の主導権を奪うという政略は達成できなかったが、経済分野での事件による影響は造船業に止まらず、対外経済政策全般にまで及んでいた。八塚は1970年の対外開放政策（四三方案）が、国内において政治的に紆余曲折を辿った原因として、国際関係が変動するなかで、毛沢東の革命外交路線（戦争準備や自力更生など文革の政治路線）と対外開放政策の間に矛盾が生じたことにあると指摘している。毛沢東の存命期における対外開放は、毛の革命外交路線と整合するように調整された結果、中途半端な政治路線にならざるを得なかった（八塚 [2014] pp.51-52）。

また、外国の技術を受け入れる能力が十分ではなかった。例えば、「四三方案」の実施過程では国内の受け入れ態勢が十分整えられず、一部の輸入プラントに稼働延期、低稼働率、導入技術への理解不足などの問題があった（叢・張 [1999] p.802）。1978年に華国鋒が主導した外国の技術・プラントの導入計画も、

低迷した経済を回復させるため従来の大躍進に見られたような急進的な手法を踏襲した。しかし、かつてのような自力更生政策に基づいた自前の技術で行うのではなく、外国の技術に全面依存するため「洋躍進」と揶揄されている。この洋躍進政策は、初年度である1978年の1年間だけで予算を使い果たし債務不履行に陥った。また、拙速な外国プラント・技術の導入計画は、国内の過剰投資、財政圧迫を招いた。そのため、急進的な洋躍進政策は1年ほどで失敗に終わった。

しかし、1970年代における対外経済の展開は、開放経済へと移行するための準備、助走期間として、開放経済への政策形成と世論形成、及びその実践において極めて大きな意義があった。鄧小平は、実際に1974年から1975年までの一時期、改革に対する実験を行ったと評価している。1970年代における対外経済の新しい局面の開拓は、改革開放前の模索段階だと位置付けられている（段・陳 [2015] pp.275-276）。華国鋒の「洋躍進」の失敗も改革開放のための産みの痛みであったとも捉えられる（滕 [2017] p.58）。とくに、自力更生を絶対化する「四人組」を中心とする極左派の追放、華国鋒の過渡的な政権を経て、鄧小平をはじめとする対外開放志向派のイニシアチブの確立は、開放経済へ政策を転換させる最も重要な要因となった。

2 対外経済管理体制の改革

2-1 貿易・外国投資と外国為替

貿易・外国投資

計画経済時代における貿易は、国家による独占的管理体制と中央集権的縦割り行政体制により行われていた。この体制の下で行われる貿易赤字補填は、財政を圧迫していた。1978年の対外開放への政策転換後、まず貿易の経営管理自主権を国内の各地方に与えるなど地方分権が行われた。その後1984年に貿易体制改革の三原則が公表され、企業分権へと進んだ¹。国営企業に対して貿易経営権を譲渡、貿易企業と工業企業、研究開発部門との連携を促進、請負責任制を導入するなどの改革が行われた。この時期における貿易経営権の分権は、国家による独占と中央集権的縦割り行政の打破という行政改革の目的を一応達成したが、財政による貿易赤字補填（輸出補助金）の拡大に歯止めがかからなかった。1987年の政府による国営貿易企業に対する貿易赤字補填額は282億1000万元に達し、国営企業に対する補助全体の6割を占めていた（World Bank [1993]）。

財政による貿易赤字補填の拡大が抑制できなかった原因の一つは、貿易経営権を手にした地方や企業が、貿易に対する経営責任を問われないことにあった。そのため、1988年に中央政府は、全国に地方経営請負責任制を導入し、各地方（省）は中央政府と外貨収入、上納外貨、赤字補填で請負契約を行うことになった。また、貿易機構における地方分局（地方分公司＝地方支社）が地方へ移管され、貿易企業認可権も移譲されるなど、中央集権から地方分権へと進んだ。貿易企業についても経営請負責任制を導入し、輸出戻し税制度の実施、留保外貨の自主使用などの企業改革が行われた。さらに、貿易総会社について、企業化への再編が行われた。1980年代後半において貿易収支が大きく改善され、1985年に149億ドルあった貿易赤字は、1989年に66億ドルへと減少し、さらに1990年には87億5000万ドルの黒字に転じた（中国国家統計局 [1992]）。

1990年代になると貿易企業の改革が加速する。1991年には、貿易企業への財政による貿易赤字補填を全

1 対外貿易体制改革の三原則とは、第1に所有権と経営権の分離、及び自主経営管理権の拡大、第2に輸出入代理制の導入、第3に「工貿・技貿結合」（工業企業と対外貿易企業との連携、研究開発部門と対外貿易との連携）、輸出と輸入のバランスのことである。

廃し、損益自己負担の自主経営（独立採算制）を導入した。1994年7月1日に制定、施行された「対外貿易法」では、貿易の経営許可制度（政府の許可により付与されるモノの貿易経営権、以下、貿易権と略す）が導入された。2000年には、約3万5000社に貿易権が付与された。しかし、同貿易権は、まだ中国企業にしか認められておらず、外国企業が中国国内で貿易を行うことは原則禁止となっている。2001年には、対外貿易経済合作部が「外商投資企業輸出入経営権の拡大に関する通知」を傳達し、外資生産型企業で年間輸出額が1000万ドル以上である等の条件の下で、割当許可証の対象でない商品や自社製品以外の商品を輸出することを認めた（経済産業省 [2002] p.93-94）。

1978年の対外開放後、政府は外国資本に対する従来の消極的な姿勢を転換させ、外国の資本、技術、経営ノウハウを積極的に受け入れるようになった。そのため、外資行政の確立と法整備が進められた。まず、全国の外資導入に関する事務を統括する行政機構として、1979年8月に外国投資管理委員会を新設した。1982年3月に外国投資管理委員会とほかの対外経済機構と統廃合し、対外経済貿易部（日本の中央省庁に相当する）を設立した。対外経済貿易部の下で外国借款管理局と外国直接投資管理局を設置し、外資管理の一元化、効率化を図った。一方、外資系企業に関する法整備として、1979年7月に『中外合資経営企業法』を制定、実施した。また、1980年10月と12月に『中外合資経営企業所得税法』とその実施細則、さらに1981年12月と1982年1月には、『外国企業所得税』とその実施細則が相次いで制定、実施した。改革初期における外資系企業立法の展開は、対外開放、外国資本導入の積極的な姿勢を強烈に示すとともに、中国に進出した外国企業の利益と義務を法的に保障、規定するものであった。

それからも、外資系企業に関する新たな法律の制定または既存の法律の改正など外資立法は進められて、外国企業の対中投資の環境整備に大きな役割を果たしてきた。

外国為替

外国為替改革は、機構再編、外貨の収入と使用、外貨需給と為替レートなどの方面で行われた。

(1)まず、為替政策や外貨準備政策の策定、為替業務や外為市場の管理、為替システムの監督を強化するために、1979年に中国人民銀行（中央銀行）に国家為替管理局が設置された。1980年代に入ると、従来外国為替専門銀行である中国銀行で一元的に行われていた人民元と外貨の交換業務（為替取引）が、ほかの銀行でもできるようになった。

(2)外貨の収入と使用について、計画経済時代には政府が一元的に管理したが、1979年以降、輸出企業を対象に外貨収入の一部に対して留保、使用を認めただうえで、外貨を支払う場合は政府から公定レートで購入できる、という「外貨留保制度」を段階的に導入した。1988年には、留保外貨を、地方政府と企業が規定の範囲内で自主的に使用できるようになった。また、外貨留保に関しては、少数民族地域の優遇、経済特区優遇という「地域傾斜」政策により差別的留保率を実行した。例えば、後述（3節）のように、輸出で獲得した外貨収入は、経済特区の深圳、珠海が100%、ほかの開放都市と西部地域が30%、そのほかが3～25%であった。差別的留保率は、重点地域に対する政策的支援を反映する一方、地域間競争を損なう面もあるとされた。

(3)「外貨留保制度」の導入と並行して他方では、外貨需給を調節するための環境整備が進められた。1986年には、外貨管理の各地方機構（地方支分部局）において国営企業と外資企業に対する外貨調達業務が始まった。また、同年、広東省の深圳に「外貨調整センター」が設立され、1988年になると主要都市に外貨調整センターが相次いで設立された。北京に設立された「全国外貨調節センター」では中央官庁間、地方間の外貨調節が行われることとなり、国営企業や外資企業も同センターで外貨の取引ができるようになった。中国に居住する個人による外貨現金・預金の所持規制は、1985年に緩和され、1991年に「外貨調

達センター」で個人の所持する外貨が取引できるようになり、出国に必要な外貨も銀行で限度額内の購入が認められた。各地方の外貨調整センターは地域内における外貨取引の活発化と需給調節に大きな役割を果たす一方、地方により為替レートが異なるため、全国的に統一された市場形成を阻害するものでもあった。

1992年以降、社会主義市場経済への体制転換に伴い、為替制度改革はさらに進んでいく。1993年11月の中共14期3中全会において、人民元の経常項目における交換性を実現し、為替市場の需給変動に基づく人民元レートの決定メカニズムを構築することを外国為替管理体制改革の目標とすることを決定した。1994年に「中国為替取引センター」（上海）が設立されるとともに、「外貨留保制度」が撤廃され、改革開放後形成された人民元為替の二重レートが一本化された²。当時「公定レート」は人民元高の1ドル=5.8元台の水準（1993年末）であったが、為替取引センターの取引（自主貿易）に基づく「市場レート」（1ドル=8.7元）へ一本化されたため、事実上公定レートの切り下げ（元安）となった（赤間・御船・野呂 [2002] pp.10-11）。

1994年以降人民元レートの米ドル単一通貨へのペッグ制が実行されたが、2005年7月から通貨バスケット制による限定的な変動相場制に移行した。銀行間為替市場における人民元対米ドルの取引価格の変動幅は、外貨取引センターが発表する米ドルの取引仲値の上下2%以内とされ、人民元の対他国・地域の外貨（日本円、香港ドル、イギリスポンド、オーストラリアドル、カナダドル、ニュージーランドドル、ユーロ）との取引価格の変動幅は、人民銀行が発表する同通貨の取引仲値の上下3%以内とされた。

2-2 WTO加盟

中国における貿易、外国投資及び外国為替の管理体制改革は、世界経済の枠組に参加するための取組の一環でもあった。1986年7月に当時のGATTに対して、「締約国としての地位の再開（resumption）」を求めて加盟申請を正式に開始した。1995年12月にGATT失効後発足したWTOにも改めて加盟申請を行い、日本、アメリカ、EU等との二国間交渉及びWTOの作業部会での多国間交渉を繰り返した。とくに、中国とアメリカの交渉においては米国の対中最恵国待遇の問題が焦点であった。中国への最恵国待遇については米国の年次審査を受ける必要があり、そのことが度々中米関係の緊張をもたらす火種のひとつとなった。中国は、WTOへの加盟を申請するためアメリカと2カ国交渉を行うと同時に、国内の投資・商業環境の整備を進めた。その結果、2000年に米国は中米合意に基づいて国内法の改正を行い、対中最恵国待遇に対する差別政策を撤廃し、中国の加盟申請プロセスを大きく前進させた。そして、ついに2001年12月に中国はWTO加盟という宿願を果たした。

加盟交渉の過程において中国は、WTO規則の遵守、国内市場の開放、国際的基準に合致した制度を段階的に整備することを約束した（図表1）。WTO加盟後それらの約束に基づいて、関連法の制定及び改正を含めた各種制度の改善・構築を進め、貨物貿易の関税引き下げ、非関税貿易障壁の縮小、サービス業の市場開放、貿易に関する知的財産権の保護などの面において約束事項を基本的に実行し、一部は期限を前倒して実施した。

例えば、2004年7月に、中国は「対外貿易法」を10年ぶりに改正した。改正貿易法では、WTO加盟時の約束に基づいて、制限していた貿易経営権の範囲が緩和され、個人・企業の区別なく貿易業務が開放さ

2 1979年に、輸出の拡大を促進するため、公定の為替レート（非貿易外貨の交換や決済に適用、1ドル=1.5元）とは別に、人民元安の為替レート（1ドル=2.8元）が輸出企業内部の決済で実行された（貿易内部決済レート）。こうした公定レートと貿易内部決済レートが併存する状態は1984年に一旦解消された（1ドル=2.8元に一本化）。その後、インフレ率の上昇などにつれて公定レートが切り下げられたが、外貨調整センター（1986年以降設立）のレートの下落（ドル高・人民元安）に付いていけず、公定レートと地方外貨調整センターのレートという二重レートの状態が再び形成された。

図表1 中国のWTO加盟時の貿易関連政策・措置についての約束

分野	主要な約束事項
内国民待遇	外国の企業・人・外国投資企業に対して、生産に必要な調達、製造・販売に関わる条件、政府や国有企業等の提供する運輸・エネルギー・通信等公共サービスの料金や利用可能性等について、内国よりも不利でない待遇を与える。
統一的行政、透明性、司法審査	WTO協定が関税地域全体に適用、モノ・サービスの貿易、TRIPSまたは外国為替管理に関係する法令や措置を統一的、公平かつ合理的に運用、貿易に影響を及ぼすすべての行政行為について行政府から独立した司法機関による審査の対象とするなど。
貿易権（貿易に関する許可制度）	貿易件について、加盟後3年以内に、すべての中国国内の企業（外資企業を含む。）に対して、貿易権の取得を認める。ただし、国家貿易品目として一部例外品目がある。
非関税措置（輸入制限措置）	WTO協定に整合しない輸入制限措置（輸入割当、輸入許可、公開入札）を2005年までに撤廃し、かつ新たに導入しない。
関税	全譲許品目（7151品目）の関税（譲許）率の引き下げ、単純平均では2001年（加盟時）の13.6%から2010年（最終審査年）には9.8%へ下げる。
アンチ・ダンピング（AD）措置・相殺関税措置	AD及び相殺関税に係る規則・手続をAD協定及び補助金協定に整合化させる。中国以外のWTO加盟国が、中国を「非市場経済国」として扱う特例が加盟後15年間認められる。
補助金	企業への輸出補助金及び国内産品優先使用補助金を撤廃廃止、不導入（一部保留）。農産品に係る輸出補助金に関しても維持及び不導入など。
基準・認証制度（TBT）	関係規制・手続をTBT協定に整合化させ、手数料や検査期間を含めて輸入品が国産品に比べて不利とならないように取り扱い、国産品が対象となっていない検査は輸入品も検査除外とし、認証検査の方法手続の簡素化を行うなど。
貿易関連投資措置（TRIM）	TRIM協定を遵守する。外資投資の認可に当たって輸出要求や技術移転要求等を条件としないなど。
セーフガード（SG）	GATT及びセーフガード協定を遵守する。WTO協定整合的な制度を整備する。中国産品を対象とする輸出自主規制等は、一定期間内に廃止する。
知的財産保護制度（TRIPS）	TRIPS協定を途上国等に係る経過措置の適用を求めず、加盟時点において遵守する。
サービス貿易	流通（卸売・小売、フランチャイズ）、電気通信、金融（保険、銀行）の市場開放や規制緩和を進める。
政府調達	政府調達手続について透明性を確保すること、外国から調達する場合は最恵国待遇を供与する。政府調達協定に将来参加するが、当面はオブザーバとして参加する。

（資料）経済産業省 [2002] より整理。

れ、許認可制度も届出制となり、知的所有権を侵害する貿易行為の防止が明文化された。

また、輸入制限については、輸入禁止措置の対象となる品目が多くあるものの、全体として加盟時の約束通り輸入制限措置の撤廃が着実に実施されている。関税については、すでにWTO加盟時の関税引き下げ義務の大部分を履行している。2002年1月から、関税法の改正によって全譲許品目の73%に及ぶ5300を超える品目について関税率が引き下げられた。2008年1月には、加盟後7回目の関税率表の見直しが行われ、中国の平均関税率は、全品目で9.8%、農産品15.2%、非農産品8.9%にそれぞれ引き下げられた。2017年2月現在、中国の譲許率は全品目にわたり100%であり、また、非農産品の平均譲許税率は9.2%、2010年の平均実行税率は8.7%であった（経済産業省 [2017] p.24）³。

貿易関連投資措置については、加盟時の約束に基づいて2000年10月から2001年7月にかけて外資関係の法律を改正し、輸出要求、ローカルコンテンツ要求、輸出入均衡外貨バランス要求に係る条文が削除・改正された。これらの改正は、外資企業に対して、2006年1月より改正・施行された新「会社法」にも適用されている（経済産業省 [2012] p.37）。

さらに、サービス貿易について、流通、建設、運送、電気通信、金融（保険、銀行）、郵便など多岐にわたるサービス分野で、加盟時の約束を履行するために大規模な法令整備、外資投資制限の緩和が行われ

3 ただし、写真フィルム（最高47%）、自動車（25%）など一部品目において高い最終譲許税率が存在すると指摘されている（経済産業省 [2017] p.24）。

た（経済産業省 [2002] p.51）。知的財産については、2008年に、知的財産権の創造・活用・保護・管理の能力を向上させるイノベーション型国家の構築を目指す「国家知的財産権戦略綱要」（2008年6月）や、全国の知財保護活動の方針や具体的措置を系統的に示す「2008年における中国の知財保護行動計画」（2008年4月）が制定され、積極的に知的財産権保護に取り組む姿勢を打ち出した。2010年10月に、「知的財産権の侵害及び模倣品・粗悪品の製造・販売を摘発する特別プロジェクト活動案」が国務院で可決されると、全国規模における知的財産権侵害及び模倣品・粗悪品の製造・販売行為を摘発する特別プロジェクト活動が集中的に展開された。2011年11月には知財関連の作業指導グループを設立するなど行政措置が強化されている。

2-3 国際旅行の商業化

計画経済時代、外交、政治的目的に基づいた国際旅行業では、利潤動機が働かず、赤字経営が続いていた。1970年代後半における対外経済の加速化を受けて、国際旅行業でも産業化が図られる。1978年3月に、中共中央委員会は、観光機構を設立し、観光旅行業を振興する方針を決定した。同年夏に、香港の300名に上る青少年を中国本土の夏キャンプに招いた。いわゆる「資本主義社会」からの大訪問団はどこに行っても多くの見物人の好奇と羨望の眼差しを受けた。

さらに、鄧小平（当時は副総理）は、1979年1月から7月までの間に「旅行業を総合的な産業に変えるべき」、「旅行事業にはできることが大いにある」、「旅行業を発展させ、国家の収入を増やせ」、「黄山ブランドを立ち上げよう」などの文章を発表し、観光旅行業の振興を呼びかけた。旅行業を振興するため外国資本を積極的に取り入れた。

1982年8月、中国旅行遊覧事業管理局は、中国国家旅游局に改称された。1983年2月に、国家旅游局は、訪中旅行を促進するために北京で中国初の国際観光フォーラムを開催したが、これは45カ国から700名の代表を招く大規模な催しであった。1980年代における中国の旅行は、外国人の受け入れ（インバウンド）中心であった。

1990年代以降、政府は、旅行産業の育成に力を注いでいく。1992年には、少ない投資、速い利益実現、高い収益、多い雇用、国民生活に密接するような旅行業などを第三次産業の重点育成分野とした。1998年には、建設国債を発行し、旅行などのインフラ整備の財源に充てていた。2000年代には世界旅行強国を目指すという目標を打ち出した（国務院研究室 [2009] pp.2-4）。

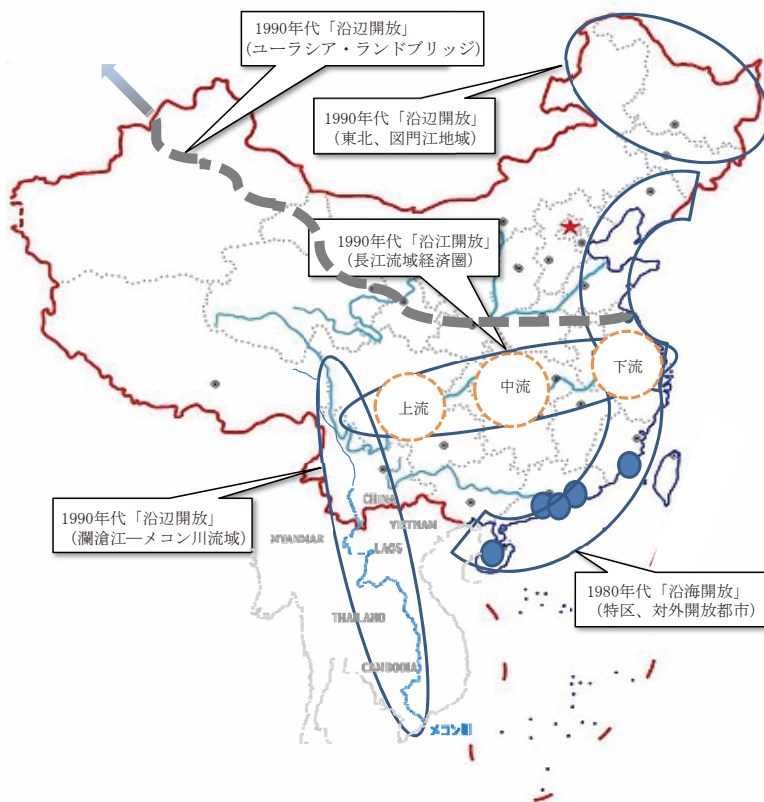
3 局地開放から全方位・多元的開放へ

本節では、1980年代と1990年代以後の時期ごとに、対外開放の流れを概観したうえで、主要な開放政策を取り上げていくこととする（図表2）。

3-1 沿海地域の開放

1980年代の概観

地域の対外開放がまず行われたのは、沿海地域に設置された「経済特別区（経済特区）」である。1979年7月に中央政府は、広東、福建の2省で特殊政策を実行し、広東省の深圳、珠海、汕頭と福建省の廈門の4都市に「輸出特区」を設置することを決定した。1980年8月に「広東省経済特区条例」を公布し、高度の自主権をもち、外国系企業の優遇を特徴とする経済特区を正式に発足させた。さらに1988年には、広東省の一行政区だった海南島を省に昇格させて、中国で5番目の経済特区に指定した。



図表2 対外開放政策の展開イメージ図

(注) 本地図は、厳密な地理位置ではなく、イメージを示すものである。

他方、経済特区とは別に、1984年から1986年にかけて沿海地域に点在する14の都市（大連、秦皇島、天津、煙台、青島、連雲港、南通、上海、寧波、温州、福州、広州、湛江、北海）を「対外開放都市」に指定し、そこに「国家経済技術開発区」（China National Economic and Technological Development Zone: ETDZs）を設置した（上海に3、湛江、北海を除くほかの各開放都市にそれぞれ1）。1984年11月に、国務院は「経済特区及び14の沿海都市の企業所得税、工商統一税減徴・免徴暫定規定」を制定、実施した。1985年1月に長江デルタ、珠江デルタ、閩南（ビンナン）デルタを対外経済開放地帯に指定した。1988年には遼東半島、山東半島といった複数の省、都市を含む広い地域に「経済開放区」を設置し、より広域的に対外開放が進められた。

1988年には、「沿海地域発展戦略」が打ち出された。それは沿海地域を中心に、原材料を輸入して、国内で加工した後、輸出するという方式（両頭在外）を進めることで、輸出志向型の「外向型経済」の構築を目指し、さらに21世紀には沿海地区の郷鎮企業による労働集約的産業を資本集約的産業へと高度化させるという政策目標が盛り込まれたものである。

こうした経済特区から沿海開放都市、沿海経済開放地域という重層的な対外開放ベルトの形成は1980年代における対外開放を最も象徴する展開だと言える。

経済特区

対外開放初期に設置された経済特区は大きな注目を浴びた。それは長期にわたる閉鎖経済によやく風穴が開けられたからである。国際的に経済特区（Special Economic Zone: SEZ）は地理的に区分され独立した地域、単一的な行政管理機構、特別に与えられる優遇政策、独自の税関をもつエリアであるとされてい

る (World Bank Group [2008])。中国の経済特区は、基本的にこれらの要件を備えるものである。ここでは中国のほかの開放地域と比較して、経済特区にはその設置目的、産業構造、立地、政策などの面からどんな特徴があるのかを見ていく。

まず、設置目的と産業構造だが、経済特区は、当初輸出拡大をメインに、外資を誘致しようとした。それは外国の先進技術の導入に主眼を置き外資を誘致するために設置したETDZsと対照的である。産業構造についても五つの経済特区にそれぞれの特徴が見られる。深圳と珠海は、最初から総合的な経済特区 (製造業、商業、農業、牧畜、不動産、観光など) として設置された。汕頭と厦門は、当初輸出加工を主としながら観光業も盛んだったが、その後開放・開発の進展とともに総合的経済特区へと変貌した。海南省は、中国最大の経済特区であり、ほかの経済特区より一層優遇政策が実施されている。さらに、中国 (大陸) の経済特区は工業を主とし、工業と貿易の結合 (連携)、多業種の全面的発展を図るという総合的な経済区という点で、台湾、及び外国 (例えば韓国) の輸出加工区と異なると指摘されている (馬「1992」p.8)。

次に、経済特区の立地にも地政学的な特徴が表れている。五つの経済特区はいずれも中国の行政、政治的中心地から遠く離れた地方に設置されているため、中央政府の行政介入が相対的に弱い。一方、広東省と福建省は海外の華人・華僑の出身地という点が重要である。華人・華僑からは優秀な企業家が輩出されており、台湾・香港・マカオ (中華圏3地域) を中心として世界的なビジネスネットワークを形成している。実は1970年代末の中国では対外開放への政策転換が宣言されても、計画経済や閉鎖経済などの名残が依然強かったため、欧米や日本の企業が中国進出に躊躇していた。焦る鄧小平が榮毅仁⁴に諮問すると、意見書を渡された。それは香港在住の親戚から目と鼻の先にある深圳に「華僑工業区」の建設を求める進言だったという。海外、とくに中華3地域と東南アジアの中国人資本を誘致するなら勝算があると判断した政府は、香港、マカオにそれぞれ隣接する深圳と珠海、台湾の対岸に位置する汕頭、厦門をそれぞれ経済特区とした。1988年に海南島を経済特区に追加指定したことにも同じ思惑が透けて見える。

このように、行政、政治的中心地から遠く離れ、市場経済発達地の香港、マカオ・台湾に近い地域に経済特区を設置し、熾烈な市場競争で鍛えられた本土外の中国人資本を呼び込むという戦略であった。

そして、経済特区の役割として、「四つの窓口」と「二つの実験場」を担わせようとした。「四つの窓口」とは、外国の①先進技術、②管理体制、③経営ノウハウ、を導入すると同時に、世界に向けて④対外政策を宣伝することであり、「二つの実験場」とは、①対外経済技術協力・外国管理体制などを導入するための実験場 (国内改革の参考とする) と、②「一国二制」(一つの国のなかに二つの制度が共存) を実現するための実験場ということである。経済特区、例えば深圳は香港と隣接するため、資本主義のビジネスモデルや企業経営のノウハウを習得するうえで重要なプラットフォームとなった (Yeung [2009] pp.222-240)。建国後初の証券取引所は深圳で設立された (1990年2月)。また、中央政府は、経済特区の経験から返還後の香港 (1997年以後)、マカオ (1999年以後) で「一国二制」を実現するための手応えと自信を得たに違いない。

さらに、経済特区の政策は、「外資依存・市場原理・優遇政策・経済自主」の四つに集約できる。「外資依存」とは、経済特区において本土以外の中華圏3地域を含む外資系企業を中心に受け入れることである。1981年に四つの経済特区 (海南島を除く) で導入した外資が国内の外資導入の約60%を占めた (曾 [2010] p.97)。深圳では、香港の直接投資が1987年から1994年まで年間平均21.5%拡大し、1997年には同特区の外資受け入れ全体 (利用ベース) の70.7%を占めるに至っている (譚 [2008] p.217)。また、「市場原理」については、ほかの地域における体制改革に先駆けて市場経済を実行している。「優遇政策」については、

4 榮毅仁は、中国の財閥、上海の民族資本家である榮德生の息子である。1949年の建国までは織維工場を経営し、建国後も共産党政権に協力したため、「赤い資本家」と呼ばれる。1979年に中国国際信託投資公司 (CITIC) を設立、1993年に国家副主席に就任するほど、改革開放路線に協力し、政権と親密な関係を保っていた。

経済特区の外資系企業に対して、所得税率、税の減免、海外送金、外貨収入、関税収入、プロジェクトの審査・許認可など様々な面で優遇的な措置を講じている(図表3)。経済特区の優遇政策は、外国企業にとって対中国(経済特区)投資の強烈なインセンティブになっている。例えば、1984年に公表、実施された特区税法によると、生産企業の所得税は15%であり、なかでも輸出企業は10%とされた。これは、内陸地域の外資系企業(30~50%)はもちろん、ほかの対外開放地域に比べても有利な優遇税制である(例えば、ETDZsの非生産型企業30%、対外開放都市の生産型企業24%、非生産型企業30%)。また、経済特区の生産型企業では経営期間10年以上、経営利益の黒字化が実現してから2年間は免税、その後3年間半減、投資額が500万ドルを超え、経営期間10年以上の非生産型企業では、1年間免税、その後2年間半減となっている。これに対してETDZsと対外開放都市における非生産型企業ではこのような優遇税制は適用されていない。1986年に改正した特区税法では、製品のうち輸出品が70%に達した輸出企業は、上述の減免期間終了後も15%から10%に減額、ハイテク企業は、上述の減免期間終了後も半減納付を3年間延長された。「経済自主」とは、対外開放初期の国家戦略の目玉として設置された経済特区が行政管理と経済運営で高い独立性・自主性をもつことである。例えば、経済特区では中国初の労働市場が形成され、企業は従業員との有期雇用契約、従業員への解雇、昇給・手当などに関する決定権が認められた(Prologis [2008])。

最後に、経済特区は、広域的な都市・地域開発政策の一環として建設が進められており、域内におけるインフラ整備が充実している。そのため1980年代半ばごろには、外国企業の誘致という設置当初の目標を達成し、経済特区自体も、金融、物流等のサービス業、ハイテク産業が集積し、世界有数の先進地域となるなど大きな成長を遂げた。

図表3 経済特区と他の地域の外資優遇政策の比較(1980年代)

	経済特区	対外開放都市・開発区	中西部地域
所得税率 (企業)	一般企業15%	ETDZの生産型企業15%、非生産型企業30%、対外開放都市の生産型企業24%、非生産型企業30%。	合弁企業33%、合作、独資企業30~50%。
	輸出型企業(注)とハイテク企業10%。	対外開放都市のうち輸出型企業は、中西部地域の80%から24%へ、ハイテク企業は中西部地域の半減から12%へとそれぞれ減免。	適用なし
	国内企業も15%(廈門では国有企業55%)	適用なし	
減免税	生産型企業では経営期間10年以上、利益実現から2年間免除、その後3年間半減。	適用なし	農林業や未発達地域の外資企業で利益実現後5年間は免除、それから10年以内は15~30%軽減。
	投資額500万ドル超え経営期間10年間以上の非生産型企業では1年間免税、その後2年間半減など(1984年特区税法)。	適用なし	
	輸出型企業は、上述の減免期間終了後も10%~15%に減額、ハイテク企業は、上述の減免期間終了後も半減納付を3年間に延長(1986年改正特区税法)。	適用なし	輸出型企業とハイテク企業16.5%。
海外送金	利益の送金額の企業所得税免除。	利益の送金額の10%を企業所得税として徴収。	
外貨収入と関税収入	深圳、珠海では、輸出で獲得した外貨収入を全額留保、関税を国に上納、関税収入は全額留保。廈門では外貨収入、関税収入を国と地方で一定率より配分。	輸出で獲得した外貨収入を30%留保。	
審査・認可	地方にプロジェクトの審査・認可権を一部譲与。	適用なし	

(資料) 特区税法(1984年施行、1986年改正)、鐘[2009]、商務省HP、そのほかの資料に基づいて整理、作成。

(注) 輸出型企業とは、生産する製品のうち輸出する製品の比率が70%に達する企業のことである。

沿海地域経済発展戦略

「洋躍進」の失敗で辞任した華国鋒の後任として、1980年に趙紫陽が国務院総理に就任し、鄧小平の改革路線を支えることになる。趙紫陽は1987年11月に党総書記に就任した直後、上海、浙江省、江蘇省、福建省などを視察した際に「沿海地区経済発展戦略」（沿海戦略）を提唱した。

趙の沿海戦略では、海外市場向けに沿海地域の郷鎮企業を担い手とする労働集約型産業を発展させることと、沿海地域の加工業を「両頭在外」（原材料と販売市場の両方を国際市場に求める）、「大進大出」（大いに輸入、大いに輸出する）に転換させること、及び輸出産業の振興と企業の技術水準を向上させるため外国企業を積極的に誘致することなどが構想されている。

沿海戦略の背景には、沿海地域の構造変化、原材料・エネルギーの需給逼迫、東アジアにおける国際分業の進展があった。まず、1985年に長江、珠江、閩南の三つのデルタ地帯が対外経済開放地域の指定を受けた後、産業構造が、従来の「農・工・貿」型（農業中心でそれに次ぐのが工業、そして商業）から「貿・工・農」型へと変化した。次に、製造業の製品販売と製造業に必要なエネルギー・原材料の調達を国内市場だけで行うのが次第に困難になる。そのため、沿海戦略における「両頭在外」の構想は、それらの変化を踏まえて、「貿・工・農」という産業構造の両端（両頭）にある商業（販売）と農業（原材料調達）を海外市場で行う（在外：輸出入）ということで、沿海地域の経済構造を輸出指向的な「外向型経済」に転換させようとするものである。その背景には、東アジアにおける国際分業の進展がある。1985年のプラザ合意後、日本はアジアを中心に生産拠点の海外移転を加速した。アジアNIEs諸国・地域（韓国、シンガポール、香港と台湾）も外国為替の変動、国内・域内における産業構造の高度化、人件費の上昇などにより東アジア域内への直接投資を活発化させた。その拡大化する直接投資が域内分業構造を形成させた。趙紫陽の沿海戦略は、外国直接投資を導入し域内の国際分業に参加するとともに、外国の資本と技術を活用して沿海地区の郷鎮企業による労働集約的産業を資本集約的産業へと高度化させようとするものであった。

この沿海戦略は、保守派の抵抗や1989年の天安門事件による趙紫陽の失脚などにより一時挫折したが、その後再び推進されて、沿海地域の対外開放、貿易、外国直接投資が大きく進展したのである。また、沿海戦略は1980年に採用した特区戦略とは異なる役割を果たしている。経済特区は、基本的に外資誘致を中心に設置されたものであり、経済特区の外資系企業と国内企業の間には物理的、制度的障壁が存在していた。経済特区に対して、沿海戦略の対象地域は従来の経済地帯、産業集積地であり、既存の国内企業が多く存在している。それらの地域を開放することにより、外国の資本と技術を導入する対外経済の課題を果たすと同時に、外国の技術、管理ノウハウなどのスピールオーバーを通して、国内経済体制の改革と技術進歩を促す効果が期待されている。

3-2 全方位・多面的開放

1990年代以後の概観

1980年代における沿海地域中心の対外開放の波は、1990年代に入ると、全国にまで押し寄せていく。1992年に政府は、「沿江開放」（長江流域の開放）、「沿辺開放」（辺境地帯の開放）、「沿線開放」（重要交通幹線周辺地域の開放）を盛り込んだ「全方位・多面的開放」方針を打ち出した。中国で「黄金の水路」と呼ばれる長江流域の対外開放は1980年代に伏線があった。1984年に中央政府が沿海地域における14の都市を対外開放都市に指定したのは前述の通りである。そのなかには上海のほか、江蘇省の連雲港と南通、浙江省の温州と寧波が名を連ねた。それらの都市群を中核とする長江デルタは、1980年代後半において沿海戦略の下で貿易と外国直接投資を梃に成長を続けた。1992年に中央政府（国務院）が上海浦東新区の設置を批准し、上海の開放加速、再開発を本格化させると、長江デルタ、さらに長江の中流域、上流域へと遡っ

て長江流域経済圏が形成された。

南西部、北東部、北西部の辺境地帯でも開放・開発が進められた。長江流域の四川省から南西に雲南省がある。チベット高原を源とし雲南省を流れる瀾滄江が南へ下って国境を出た下流部はメコン川 (Mekong River) と呼称が変わる。1990年代には瀾滄江－メコン川流域の開放・開発が活発化した。また、北東部の辺境では図們江地域開発を中心に、「国境開放都市」の指定、「辺境経済合作区」の設立など、対外開放は活況を呈した。一方、北西部の辺境地域でも、アジアと欧州を結ぶアジア横断鉄道 (ユーラシア・ランドブリッジ) の開通などを契機に開放の動きが見られた。

1990年における「全方位・多元的開放」政策の下で、貿易と外国投資が急速に拡大し、経済の国際化が大きく進展した。

長江流域

対外開放は、1990年代に入ると長江の下流域から上流域へと内陸部を突き進んでいく。まず、沿海地域ベルトと長江流域ベルトが交わるところに位置する上海では対外開放と再開発の加速化が図られた。かつて東洋の貿易、金融センター、世界中の商人を魅惑するバンド (外灘) などを誇った上海は、近代に入ると世界経済における中国の地位が低下するにつれて没落したが、国内では経済センターとしての地位に変わりはない。しかし、1978年に改革開放が始まると、深圳などの経済特区を擁する広東省やほかの地方などに猛追され、上海は経済的に地盤沈下を続けた。GDPの規模では、計画経済時代の最優等生であり、1978年には全国トップであったが、1990年には湖北省の後塵を拝し、10位にまで転落した (図表4)。

1980年代の沿海地域開放をやり遂げて長江流域に目を向けた中央政府は、再開発と対外開放を加速させるための起爆剤として1990年に上海浦東新区の設置に批准し、新区の建設を本格的にスタートさせた。浦東新区は、1980年代のような経済特区ではないが、経済特区と同様な優遇政策を採用している。外資導入を中心に企業の誘致が盛んに行われ、外国直接投資額は市全体の半分を占めるようになった。また、上海市に所属する市轄区でありながら准省級行政区として、大幅な自治権が認められている。1990年の設置決定から四半世紀を経て、浦東新区は、今や中国随一の経済発展地域にまで成長した。2000年に上海はGDP規模で全国8位にまで回復した。

長江流域の開放・開発は、さらに川の中・上流域へと進んでいく。1992年に政府は長江流域の中核都市である九江 (江西省)、蕪湖 (安徽省)、武漢 (湖北省)、岳陽 (湖南省)、重慶 (四川省) を「沿江対外開放都市」と指定した。なかでも武漢は東風汽車公司 (上海汽車、第一汽車と並び中国自動車ビック3の一

図表4 GDP規模上位10の省・直轄市

(単位: 億元)

順位	1978年	1985年	1990年	1995年	2000年
1	上海市 273	山東省 680	山東省 1511	広東省 5382	広東省 9662
2	江蘇省 249	江蘇省 652	広東省 1472	江蘇省 5155	江蘇省 8583
3	遼寧省 229	四川省 606	江蘇省 1417	山東省 5002	山東省 8542
4	山東省 225	広東省 553	四川省 1186	浙江省 3525	浙江省 6036
5	四川省 225	遼寧省 519	遼寧省 1063	四川省 3534	河南省 5138
6	広東省 185	上海市 467	河南省 935	河南省 3003	河北省 5089
7	河北省 183	河南省 452	浙江省 898	河北省 2850	遼寧省 4669
8	黒龍江省 175	浙江省 428	河北省 896	遼寧省 2793	上海市 4551
9	河南省 163	河北省 397	湖北省 824	上海市 2463	湖北省 4276
10	湖北省 151	湖北省 396	上海市 756	湖北省 2491	四川省 4010

(資料) 中国国家统计局 [1997] 『中国国内生産総値核算歴史資料1952-1995』, 『2001中国統計年鑑』より整理, 作成。

つ)、蕪湖は奇瑞自動車公司(ビッグ3、長安自動車とともにビッグ5の一つ)が本社をそれぞれ置いており、中国の一大自動車生産地帯が形成されている。また、内陸部の重要工業都市であり、最大の軍事設備生産の拠点でもある重慶は、沿江開放の進展につれて大きく発展し、1997年に北京、上海、天津に次ぐ中国4番目の中央直轄市に昇格した。2000年に政府が西部大開発政策を打ち出すと、重慶は西部地域における対外開放と経済開発の最前線にある中核都市としてさらに注目を浴びようになっている。

このように1990年代に長江流域経済圏の開放・開発が大きく進展した。経済圏の面積は中国全体の約16%であるが、全国経済においてそれ以上の存在感があり、1990年代を通してその存在感は高まった。例えば、1990年から2000年まで全国に占める人口とGDPの割合は、それぞれ34.7%から37.7%へ、36.5%から37.7%へと上昇した(図表5)。一方、貿易と外国投資は1990年代において大きく拡大した。対外経済の全国に占める経済圏の割合は、1990年から2000年まで外国投資が13.2%から32.2%へ、貿易が24.3%から32.2%へと上昇した。とくに、外資企業が長江流域経済圏に進出したことにより、同経済圏の対外貿易を活発化させている。経済圏の対外貿易の規模は、1990年の402億ドルから2000年の1527億ドルへと約4倍に拡大したが、そのなかで外資企業による貿易は77億ドルから767億ドルへと約10倍に拡大した。それから長江流域経済圏の存在感はさらに高まっている。2016年時点で全国に占める経済圏の割合は、例えばGDPが約40%、貿易が41.6%、外国投資が47.2%となっている。

図表5 長江流域経済圏の概況

	5-1 人口と名目GDP								
	人口(万人)			GDP(10億元)			一人当たりGDP(100元)		
	1990年	2000年	2016年	1990年	2000年	2016年	1990年	2000年	2016年
上海市	1331	1674	2420	75.6	455.1	2817.9	56.8	271.9	1165.6
江蘇省	6122	7438	7999	141.7	858.3	7738.8	23.1	115.4	968.9
浙江省	3862	4677	5590	89.8	603.6	4725.1	23.3	129.1	849.2
安徽省	4889	5986	6196	65.8	303.8	2440.8	13.5	50.8	395.6
江西省	3321	4140	4592	41.9	200.3	1849.9	12.6	48.4	404.0
湖北省	4777	6028	5885	82.4	427.6	3266.5	17.3	70.9	556.7
湖南省	5389	6440	6822	74.4	369.2	3155.1	13.8	57.3	463.8
重慶市	2697	3090	3048	33.7	158.9	1774.1	12.5	51.4	585.0
四川省	7270	8329	8262	85.0	401.0	3293.5	11.7	48.1	400.0
小計(a)	39659	47802	50814	690.3	3777.9	31061.7	17.4	79.0	611.3
全国計(A)	114333	126743	138271	1892.3	10028.0	78007.0	16.6	79.1	539.8
(a/A)(%)	34.7	37.7	36.7	36.5	37.7	39.8	-	-	-

	5-2 貿易と外国投資(単位:億ドル)								
	貿易			外国投資			外資企業による貿易		
	1992年	2000年	2016年	1990年	2000年	2016年	1992年	2000年	2016年
上海市	153.6	547.0	4046.1	1.7	985.4	7342.5	33.2	334.1	2862.6
江蘇省	92.8	491.9	5471.4	1.2	750.0	8798.7	24.9	301.8	3259.6
浙江省	61.5	315.2	3434.5	0.5	293.1	3198.7	9.4	93.9	752.9
安徽省	17.7	36.9	409.7	0.1	91.4	672.6	1.2	9.5	131.7
江西省	10.7	20.5	353.6	0.1	68.8	777.4	1.5	3.2	116.4
湖北省	23.9	38.9	390.2	0.3	166.7	993.2	2.9	10.5	106.4
湖南省	17.7	29.9	231.5	0.1	73.1	580.0	1.6	4.8	62.8
重慶市	0.0	18.5	518.5	-	66.0	880.7	0.0	3.2	333.3
四川省	24.3	27.8	480.6	0.2	101.1	941.9	2.4	6.2	312.3
小計(a)	402.2	1526.7	15336.1	4.2	2595.6	24185.5	77.1	767.1	7938.0
全国計(A)	1655.3	4743.0	36855.6	31.7	8042.0	51240.1	437.3	2367.1	16875.4
(a/A)(%)	24.3	32.2	41.6	13.2	32.3	47.2	17.6	32.4	47.0

(資料) 中国国家统计局[各年版]『中国統計年鑑』より整理、作成(ただし、1992年の地方別貿易と外資企業による貿易は、中国国家统计局[1996]『1995中国統計年鑑』による)。

(注) ①貿易は、輸出品の輸出地と輸入品の目的地ベースである。

②重慶市は、1997年に四川省から独立し直轄市として新設されたため、それ以前四川省に含まれる。

③長江経済圏小計と全国計は、一人当たりGDPについて平均値である。

瀾滄江－メコン川流域

1980年代、メコン川流域では、カンボジアの内戦（1970年代～）、ベトナムのカンボジア内戦への介入を巡るベトナムと中国、タイ、ほかのASEAN諸国との対立、ミャンマーの鎖国政策（1960年代～）などのため、メコン川流域の開発は停滞していた。一方、中国国内では雲南省をはじめ西南部の辺境地域は東南部の沿海地域に比べて経済開発が立ち遅れていた。しかし、1988年には、ミャンマーの国境貿易開放を受けて、雲南省は、ミャンマーと国境貿易協定を締結した（畢 [2010] pp.18-19）。1990年以降、雲南省は東南アジアへの経済開放を決定し、ミャンマー、ラオス、ベトナムとの国境地帯にある交易ゲートを開放するなど、南西部辺境地域の開発を積極的に進めた。とくに1991年のカンボジア内戦の終結や中国とベトナムの関係正常化など、「インドシナが戦場から市場へ」と南西部辺境地域を巡る国際環境が大きく改善された⁵。

さらに1992年には、アジア開発銀行（ADB）がメコン地域の6カ国による「大メコン地域経済協力プログラム」（Greater Mekong Sub-region Economic Cooperation Program: GMS）の構想を提起した。中国の雲南省は、メコン川流域のミャンマー、ラオス、タイ、カンボジア、ベトナムとともに同地域経済協力の枠組に参加することになった。2005年に中国の広西チワン族自治区（以下、広西自治区）が加わり、GMS構想の対象6カ国は事実上インドシナの5カ国と中国の2省で構成されることになった。1990年代に中国は、GMS構想のほか、メコン地域で展開する複数の開発協力の枠組、例えば日本（外務省）が提唱したインドシナ総合開発フォーラム（1993年12月～1999年）、UNDPが主導したメコン川委員会（1995年4月、中国はオブザーバー）、マレーシアが提唱したASEANメコン地域開発協力（1995年12月）にも参加した（青木 [2015] pp.6-7）。

メコン地域の緊張緩和とGMS構想などの広域開発協力の展開を背景に、中国はメコン川流域諸国との協力関係を深めながら、南西辺境の開発と開発を本格化させた。1992年に中央政府は、雲南省昆明市の対外開放を許可し、沿海地域開放都市と同じ優遇政策を実行するとした。さらに、同省の畹町市と瑞麗市を対外開放の国境都市として承認した（畢 [2010] p.24）。1996年8月に雲南省は、中央政府、国連の協力を得て雲南省の昆明市で「1996年瀾滄江－メコン川サブ・リージョナル経済協力・貿易と投資の促進に関する国際シンポジウム」を開催した。そして、1999年に昆明花博覧会が開催されたことを契機に、雲南と東南アジア諸国間のモノ、カネ、ヒトの移動が一層活発化した。2000年には、瑞麗市に「国境貿易区」が設立され、保税區並みの優遇政策が採用され、全国に先駆けて「境内関外」（筆者注：海外から搬入された国境内にある貨物を税関としては中国国外として扱う）モデルが実行された（畢 [2010] p.39）。

中国がメコン地域経済協力に参加することには大きな意義がある。まず、雲南省の工業加工品とメコン川流域諸国の1次産品という補完性の高い貿易構造が存在するため、メコン地域の国際協力は、域内の貿易を一層拡大させることが期待されている。また、対外開放と経済開発が遅れた中国の内陸部、南西部では、雲南省、成都（四川省）、重慶から輸送された貨物が、昆明に集められ、そこからベトナム、ミャンマーなどのメコン川流域諸国へと輸出されていく。中国（雲南）とラオス、ミャンマー、タイの4カ国では、瀾滄江－メコン川における水上運送のインフラ整備を進め、2001年6月に4カ国による水上国際運送を開始している。メコン川を利用した水路輸送のほか、道路、鉄道、空路ルートのインフラ整備が進められており、雲南省は昆明を中継地として、メコン地域、ひいては東南アジアとの資本・技術の協力、貿易の拡大を図ることが可能となった。

メコン地域における物流ルートのうち、道路インフラの整備がGMSによる経済回廊（Economic

5 1988年にタイの首相（当時）、チャーチャイ（Chatichai Choonhavan）が、インドシナ政策の転換を図るため、「インドシナを戦場から市場へ」（from battlefield into a market place）を提唱した。

Corridor) 構想の一環として進められている⁶。例えば、雲南省の昆明からタイのバンコクに至るルート、昆明からベトナムのハノイを経て北部の港湾都市ハイフォンに至るルートからなる「南北回廊」がある。2005年に中国の広西自治区がGMSに参加すると、ハノイから中越国境を経て南寧に至るルートが加えられた。メコン地域の物流ルートが開通したことで、ヒトとモノが国境を越えて移動するようになったため、車両の越境手続の簡素化を目的とする越境交通協定 (CBTA) が、メコン地域6カ国で、検討、作成された。CBTAはヒトとモノの越境移動の自由化を進めていくうえで、最も重要な規定の一つである (石田 [2010] p.70)。中国は2002年にCBTAに関する基本合意書に参加した。

図們江地域

北東部辺境の開放・開発は図們江地域開発を中心に進められた。1990年7月に吉林省長春市で開かれた「第1回北東アジア国際開発会議」で図們江地域開発構想が提起された⁷。それを受けて、1991年10月に国連開発計画 (United Nations Development Programme: UNDP) は、図們江河口地域における中国 (吉林省延辺朝鮮族自治州, 以下、延辺自治州)、ロシア (沿海地方)、北朝鮮 (羅津、先鋒地域、現在の羅先市)、及び近隣の韓国、モンゴルを含めた5カ国が共同で進める国際地域開発計画 (Tumen River Area Development Program: TRADP) の枠組を提示した。1992年3月に中央政府は、延辺自治州の琿春市を「対外開放国境都市」に指定すると同時に、「辺境経済合作区」の設置に批准した。同合作区では沿海地域のETDZs並みの優遇政策を採用した。図們江地域 (吉林省) 協力開発は、日本海を通じて日本や内陸国家のモンゴルとの経済協力の拠点として期待されている。ほかに、1992年に黒龍江省の黒河地区と綏芬河、内モンゴル自治区の満州里も「国境開放都市」の指定を受け、「辺境経済合作区」が設立されるなど、東北地域の対外開放が大きな進展を見せた。

1990年代において中国はUNDP主導のTRADPに積極的に参加し、辺境地域の開放、開発を進めた。図們江地域の吉林省延辺自治州では、貿易と外国直接投資が急増した。例えば、1990年に2700万ドルだった国境貿易額は、わずか3年後の1993年には4億3000万ドルと16倍に拡大し、同自治州の貿易全体の9割を占めるようになった。1990年代後半には、図們江地域国 (ロシア極東地域、北朝鮮) の経済、社会情勢の変動による影響を受け、国境貿易が低迷したが、対日本、韓国、及びほかの国との貿易は堅調に推移しており、2000年には国境貿易以外の貿易額 (一般貿易) が2億1600万ドルと、1994年 (4100万ドル) に比べると5倍以上拡大した。他方、自治州での外国直接投資が増加し、外資企業による工業生産額は1993年に2億元で、自治州全体の3%であったのが、2000年にはその8倍に拡大し16億5600万元と、11.3%を占めるようになった (延辺統計局)。

ユーラシア・ランドブリッジ

新疆は、ユーラシア大陸の中部に位置し、古代のアジアと欧州を繋ぐシルクロードの経由地として東西交易で栄えていた。ウイグル人という少数民族の集中居住地であることから、1955年にウイグル族自治区 (新疆自治区) が設置された。対外開放への政策転換後、1986年には中央政府から旧ソ連のカザフスタン、キルギスタン、タジキスタン、ウズベキスタン、トルクメニスタンの五つの共和国、二の辺境区、一つの州との国境貿易が許可された。しかし、民族自治の拡大や独立を主張する動きも一部根強く存在し、また

6 GMSにおける経済協力の対象分野の一つが、メコン流域諸国を横断する幹線道路のインフラ計画である。2001年11月に開かれたGMS閣僚会議では「南北経済回廊」(昆明～ベトナム北部、昆明～タイ)、「東西経済回廊」(ベトナム中部～ラオス南部～ミャンマー)、「南部経済回廊」(バンコク～カンボジア～ベトナム南部) という三つの回廊が示された。

7 同国際会議で丁士晟、吉林省副秘書長 (当時) によって行われた報告「北東アジアの未来の黄金三角地帯 - 図們江デルタ」が最初の提案とされている。

旧ソ連から独立した中央アジア諸国と隣接するため、中央政府にとって国家統合のうえでデリケートな地域であるがゆえに、慎重な開放姿勢や分離独立への警戒感が保持されている。

新疆自治区の阿拉山口市は中国とカザフスタン共和国の国境の町であり、ユーラシア・ランドブリッジの結節点でもある。国連アジア太平洋社会委員会（United Nations Economic and Social Commission for Asia and the Pacific: ESCAP）はアジアとヨーロッパの内陸国の経済発展を図るため、内陸から港までアジアとヨーロッパの両大陸を横断する鉄道インフラを整備することを計画している。そのESCAPのプランを実現するための一環として、新疆自治区とカザフスタン間の鉄道建設が進められ、1985年に建設を開始した北疆鉄道（北疆線）が、1990年9月に阿拉山口でカザフスタン（ドストック）と鉄道路線の接続が完了し、2年後の1992年12月に国際コンテナ輸送が開始された。ユーラシア・ランドブリッジは中国江蘇省の連雲港を起点に、甘粛省の蘭州、新疆のウルムチと阿拉山口を経て、カザフスタン領内を通過して欧州へと横断する鉄道となっている。一方、重慶から、四川省の達州、陝西省の安康と西安、甘粛省の蘭州、新疆自治区のウルムチを經由し、阿拉山口を出て、カザフスタンを通過して欧州へ行く新しい鉄道輸送ルート（ニューユーラシア・ランドブリッジ）も整備されている。連雲港は日本や韓国など外国のコンテナ積み揚げ港であり、重慶は長江上流域の物流センターで長江流域経済圏に及ぶ東部沿海地域と繋がっている。ユーラシア・ランドブリッジとニューユーラシア・ランドブリッジは、新疆自治区を中心とする中国の内陸・西部地域やカザフスタンなど、海を利用する物流が不可能な地域の活性化、貿易と外国投資の拡大化を図るうえで大きな役割を果たすことが期待されている。

1990年代には、ユーラシア・ランドブリッジの建設に伴い新疆自治区の開放と開発が加速した。1992年にウルムチ市で、中国の4大国際見本市の一つである「辺境地方経済貿易商談会」（1994年に「ウルムチ対外経済貿易商談会」と改称。中国語で「烏洽会」と略される）が初めて開催された⁸。また、ウルムチ経済技術開発区、ウルムチ・ハイテク技術開発区、石河子経済技術辺境経済合作区が設置された。

以上、沿辺開放を見てきた。沿辺開放の最大の特徴は、国際機関または外国の公的機関が主導する広域開発協力の枠組に参加（活用）して辺境地域の対外開放を進めることにある。南西方面では、GMS構想（ADB）をはじめ複数のメコン広域開発協力に参加し、雲南・広西自治区の開放と開発を進めた。北東方面では、図門江地域開発計画（UNDP）の提案者、参加者として、延辺自治州の開放・開発を進めた。北西方面では、ユーラシア・ランドブリッジ構想（ESCAP）の一環として鉄道を建設し、新疆自治区、西部地域の開放と開発を進めた。

沿辺開放のもう一つの特徴は、辺境地域が隣接する各国経済との水平的な経済関係をもつことにある。沿海地域は技術水準、または要素賦存パターンの差が大きい東アジアの日本、アジアNIES 4などと垂直的経済関係を形成しているのに対して、北東、南西の辺境地域は相対的に比較優位構造の類似性が高い隣国と水平的経済関係をもっている。例えば、黒龍江省（綏紛河）、吉林省（琿春）とロシア、北朝鮮との間では、中国から野菜、日用品、アパレル、機械製品が輸出され、ロシア、北朝鮮から原木、紙パルプ、水産品などが輸入されている。また、南西部の辺境地域では、雲南、広西自治区とラオス、ミャンマー、ベトナム3カ国の間で中国の自動車、オートバイと部品、電気機械、一般機械、合成繊維などの工業製品、日用品、鉱物燃料などが輸出され、同3カ国から木材、食用果実、鉱石、ゴム、野菜など一次製品が輸入されている。

また、沿辺開放地域には多くの少数民族が居住している。雲南はイ族、ナシ族、ラフ族、ハニ族等々、広西はチワン族、ヤオ族など、吉林延辺は朝鮮族、新疆はウイグル族、カザフ族、といったようにこれら

8 中国4大国際見本市とは、ウルムチ対外経済貿易商談会（烏洽会）のほかに、広州交易会（1957年、広交会）、ハルビン国際経済貿易商談会（1990年哈洽会）、華東輸出入商品交易会（1991年華交会）のことである（カッコ内は発足年と中国語での略称）。

の地域はそれぞれの民族の集中居住地であるため、民族自治と国家統合、対外開放と国境の安全保障という政策的ジレンマを抱えている。この政策的ジレンマから、辺境地域の開放を巡っては抑制と促進の両面が見られる。例えば、ソ連崩壊（1991年）による中央アジア諸国の独立、在外民族主義活動の活発化を受けて、新疆自治区では、民族自決、分離独立の傾向が一層高まり、過激派による暴力、テロ事件が起きている。中央政府はいわゆる「民族分離主義」に対する取り締まりを徹底すると同時に、独立傾向、テロの温床となる貧困問題を解消するため、開発、開放を積極的に進めている。1990年代においては前述のようにユーラシア・ランドブリッジの鉄道建設、「烏洽会」、ETDZs、合作区の発足などが挙げられる。とくに1999年から検討し、2000年に決定した西部大開発政策は新疆自治区のほか、チベット自治区、雲南、内モンゴル自治区、広西自治区などの辺境地域などを対象としており、少数民族居住地の貧困問題と辺境地域の安全保障対策の性格を強くもつと思われる。

4 対外開放政策の成果と課題

沿海開放、沿江開放は大きな成果を上げた。1980年代に沿海地域を中心に貿易促進、外資誘致などの開放政策を実行して東南沿海地域では大きな経済発展を遂げている。また、1990年代には沿江開放を進めて、長江流域経済圏が発達した。1990年代まで大きな賑わいを見せていた対外開放政策について、その後の展開及び課題について整理してみる。

4-1 WTO加盟後の課題

中国のWTO加盟は経済の鎖国から開放への転換、世界経済への全面復帰を象徴する画期的な節目となった。中国のWTO加盟の一つの主な目的はWTO協定上の「市場経済国」というステータスを獲得することにあつた（Ohashi [2015] p.163）。しかし、いまだに、アメリカ、欧州（EU）、日本などに認められていない。中国は、WTO加盟後約束した事項を基本的に実行し、一部は期限を前倒しして実施されたが、なお多くの課題が残っている⁹。例えば、透明性・統一的行政については、まず、輸出時の増値税還付率の調整が頻繁に行われているが、法令の公布と発効までの期間が非常に短い。それは、企業の予見可能性を奪うものであり、経営に与える影響が大きいため、投資リスクとなっている。また、中央政府と地方政府の間に見られる法令や条例に対する不統一な解釈・運営は複数の地域で事業展開を実施する外資企業にとっての障壁となっている。

輸出制限措置については、WTO加盟協定で所定の産品以外に、輸出税を賦課することがある（例えば、2006年にコークス・非鉄金属等への暫定輸出税）。さらに、「有限天然資源の保存」（GATT20条）ではなく、国内産業への優遇措置として原材料・中間製品に対する輸出制限を実施したり、多くの原材料品目について輸出許可書を発行したりしている。

補助金について、WTOへ隔年ごとに報告する義務を十分果たしていないため、しばしばアメリカから逆に通報されている。しかも、中国が通報された補助金のなかにはWTO補助金協定で禁止され、加盟交渉で撤廃を約束した輸出補助金や国内産品優先使用補助金があると疑われている。例えば、アメリカは中国による風力発電設備に対する補助金（2010年）、経済開発区・拠点に入居する輸出企業への無償サービスや補助金（2015年）、アルミ地金に対する補助金（2017年）についてそれぞれ協議要請を行っている。

貿易関連投資措置については、国内法はWTO協定におおむね整合的になるように改正されたが、依然として協定に不整合な実態や投資に対する強制的な措置も見られる。ほかに、セーフガード、基準・認定

9 経済産業省 [2017] に基づいて整理。

制度、サービス貿易、知的財産、政府調達分野でWTO協定に不整合な問題点や加盟の際の約束事項を十分履行していない、またはその疑いがあると指摘されている。

中国は2001年にWTOに加盟した際、当初15年間は「非市場経済国」として扱われることを受け入れたが、2016年12月11日にその規定条項が失効した後も「市場経済国」として認められていない。その最大の理由は、中国の廉価な輸入品による不当な安値競争（ダンピング）の歯止めがきかなくなる恐れがあるためである。補助金の乱用、不当廉売（輸出）をはじめ上述の諸問題への迅速な対応が求められている。

4-2 対外開放政策の地域的展開の成果と課題

経済特区

まず、1980年代の沿海開放の目玉として設置された経済特区は、閉鎖経済のシステムに对外开放の風穴を開けたという点で極めて大きな意義がある。ロシアの十月革命の勝利に触発された中国は、ロシア人と同じ道（社会主義）を歩み始めたが、思い描いた通りにならず何度も路線修正を余儀なくされた（滕 [2017] pp.27-51）。そのなかでも最大の「路線修正」は、1978年に船出した改革開放、そして1992年に辿り着いた社会主義市場経済といった、いわば「ロシア人と同じ道」という看板を掲げながら、実は別の道を歩もうとするものである（滕 [2017] p.53）。経済特区は、ロシアと異なる中国独自の道へと踏み出した画期的な一歩だと言えよう。

1980年代の経済特区のなかで大きな発展を遂げたのは深圳である。1979年には人口わずか3万人にすぎなかった深圳が、今やブラジルのリオデジャネイロ（2016年1182万人）を凌ぐ1224万人の規模となっている。また、2015年には一人当たり所得（GDP）が2万5480ドル（15万7985円）を超えたが、これはスペインの2万5720ドルに匹敵する。

一方、珠海は、本土返還前のマカオから期待されるほど大きな経済的恩恵を享受できず、返還後もマカオと「経済貿易パートナー関係」を結ぶのに消極的だったため特区設置の初期に見られた勢いが長く続かなかった（黄 [2008] p.234）。廈門、汕頭は、対岸にある台湾の政治的変動が影響し、経済特区として十分発展しておらず、1988年に鳴り物入りで発足した海南島も凋落している。今や経済特区は、深圳以外、とくに注目するほどの存在ではなくなっている。

1990年代に中国全土で展開された「全方位・多元的開放」のなか、経済特区の存廃を巡る議論さえ起きていた。外国企業に対する優遇政策が、経済特区に対しては賛否両論があるが、初期の市場移行、对外开放への役割は否定できない。新しい体制（市場経済）、新しい道（都市化）、新しい精神（果敢な革新）の確立に貢献し、新しい理論（特区構想）を実践するという歴史的な意義は大きいと評価されている（蘇・鐘 [2010] pp.50-51）。経済特区は市場経済の実験と全国展開という初期の使命を成功裏に果たしたが、中国はいまだに中所得国であり、改革開放の課題が多いため、経済特区は未知の領域の実験場所であり続けていくかもしれない（林 [2010] p.4）。

沿辺開放

メコン地域における物流インフラの整備は、メコン川沿い、道路（経済回廊）沿いの国と地域で貿易と投資の拡大が期待されている。雲南省とメコン川流域諸国との2カ国貿易は、1993年には4億2000万ドルであったが、2002年には7億3200万ドルへと拡大した（賀・王・そのほか [2003]）。しかし、貿易規模は中国のほかの地方と比べると小規模である。他方、雲南省におけるASEAN諸国の直接投資は少ない。ASEAN諸国の投資額は、2002年に240万ドルで、ASEANの対中直接投資全体のわずか0.74%しか占めていない（盧 [2009] p.110）。

図們江地域開発については、UNDPが延辺自治州の琿春を中心に主導したが、関係国の利害関係が調整できず、その後各国の自主的開発のうえで国際協力を図るということになった。図們江地域国の中国は、一貫して同地域の開放と開発に努力してきた。それは、中央政府が図們江地域の国際協力を通して、琿春の開放と開発を推進し、対北東アジア開放の拠点、域内の経済センターにするという戦略的意図が強く働いているからである。2009年に「中国図們江地域の合作開発戦略綱要－長吉図を開発開放先導区にして」、2012年4月には「中国図們江区域（琿春）に国際モデル区を建設することを支持することに関する若干の意見」を発表した。延辺自治州における貿易は2000年に3億700万ドルであったが、2015年には20億4000万ドルに拡大した。外国直接投資は、2015年に1億7000万ドルで、対前年比11.3%、2011年に比べると1.7倍の拡大となっている（延辺州統計局）。図們江地域開発は1990年の構想提起（長春北東アジア国際開発会議）から30年近く経つが、期待されるほどの進展は見られていない。延辺自治州の貿易と外国直接投資を見ると分かるように、図們江地域開発の国際協力を梃に对外开放を進める中央政府の戦略は十分な成果を上げたとは言いがたい。また、域内国際協力は地政学のリスクに晒されてきた。延辺自治州には港がないため、「借港出海」（港を借りて海に出る）により、北朝鮮の羅津港経由で韓国の釜山港へ、ロシアのポシェト港経由で日本の秋田港へ、及びロシアのザルビノ港経由で韓国の東草港へという三つのルートで海上貨客輸送航路が開通された。しかし、ポシェト港経由の秋田航路は物流量不足などを理由にすでに閉鎖され、羅津港経由の釜山航路は、2009年に朝鮮半島の緊張化に伴いストップしている。ザルビノ港経由の東草航路も14年から休航している（日本貿易振興機構（ジェトロ）大連事務所 [2016]）。東北三省のうち、辺境にある吉林省と黒龍江省は、沿海開放都市の大連をもつ遼寧省に比べて貿易及び外国直接投資の割合が小さく对外开放が遅れている。

地域格差

所得分配の不平等を表すジニ係数は、中国では2008年に49.1%に達した。それ以降、低下傾向を示しているものの、国際的な警戒ライン（40%）を慢性的に超える状態が続いている（滕 [2017] p.221）。大きな格差の原因の一つは、東南沿海部、長江流域経済圏と中西部・東北地方の間に存在する地域経済格差にある。沿海開放・沿江開放は東南沿海地域と長江流域の経済繁栄をもたらす一方、西部・内陸地域は経済発展から取り残されている。また、全方位・多元的開放の一翼を担うはずだった沿辺開放の地域でも沿海・沿江地域に比べて経済発展が遅れている。そのうえで地域間再分配政策が十分に講じられなかったため、地域間の経済格差が生じている。例えば、2008年の地域別一人当たりGDPは、上海が雲南省の5.8倍、新疆自治区の3.7倍、黒龍省の3.3倍であった。その後、西部大開発（2000年）、東北振興（2003年）など地域政策の進展に伴い、地域間の経済格差が縮小しているものの、2016年時点で上海の一人当たりGDPは、雲南省の3.7倍、新疆の2.9倍、黒龍省の2.9倍となっている¹⁰。

むすび

本稿では、開放経済への政策的展開を対外経済管理体制の改革と地域開放の二つの側面から考察してきた。対外経済体制については、1970年代に中国を取り巻く国際環境が大きく改善するなか、政権内部では周恩来や鄧小平をはじめ対外関係を重視する勢力が拡大し、国民のなかでも開放経済への社会的合意が形成されつつあった。そのなかで「四三方案」を巡る対外経済の展開は1980年代以後の改革開放への準備となった。

10 中国国家統計局 [2013], [2017] より算出。

1978年に改革開放が宣言されると、開放経済へ移行するための体制改革が進められた。1980年代には貿易の経営管理権の地方分権、企業分権が進められ、外貨留保制度も導入され、個人による外貨の所持と使用制限が緩和された。1990年代には企業の独立採算制、貿易の経営許可制度を導入するなど貿易企業の改革が加速し、人民元為替の二重レート制が廃止（一本化）された。一方、外資政策について、従来の消極な姿勢を転換させ、外国投資行政の確立と外資系企業立法が進められていった。2001年には貿易投資体制の改革と市場開放への努力が実を結び、WTOへの加盟が実現した。WTO加盟後、約束事項は基本的に実行され、一部は期限を前倒して実施されたが、透明性・統一的行政、輸出制限措置、補助金、貿易関連投資措置などでなお多くの課題が残っており、さらなる改善が求められている。

国際旅行については、1980年代には改革開放後政府は従来の外事接待を中心としたインバウンドを商業化する政策転換を行った。その背景には政治優先から赤字改善や外貨獲得などの経済重視という政策理念の変化があった。1990年代以降旅行産業育成を本格化させていった。

他方、対外開放は、1980年代初頭の経済特区の設置を皮切りに、まずは沿海地域、そして1990年代には全方位・多面的開放へと全国展開が見られた。地域開放に伴い様々な開放政策が打ち出された。まず、経済特区は初期の市場移行、対外開放において極めて重要な役割を果たし、大きな成果を上げた。しかし、1990年代に起きた経済特区の存廃を巡る議論に象徴されるように、経済国際化の時代における経済特区の在り方が問われている。とくに今や深圳以外の経済特区は行き詰まっており、対外経済政策より新しい地域開発政策が必要となっている。

また、辺境地域では、1990年代に国際的な広域開発協力枠組のなかで対外開放を展開した。南西部の雲南と広西ではメコン地域諸国との経済関係が進展したが、沿海地域に比べて、貿易投資ははまだ小規模にとどまっている。メコン地域への国際的関心は高く、国際開発協力と経済成長の潜在的な可能性が大きいと期待されている。北東部における閩門江地域開発については、UNDPが主導から協力へと役割を転換させたうえ、北東アジアの複雑な地政学的変動が繰り返されたため、国際開発協力の面で課題が多い。北西部の辺境地域では、新疆の分離独立傾向に警戒しながら対外開放、経済開発を進めざるを得ない。このように、1980年代から続いた沿海地域開放、1990年代から本格化した沿江開放は比較的順調に進展し、大きな経済発展を遂げたのに対して、沿辺地域では対外開放による貿易と投資の拡大効果がまだ小さく、経済発展も遅れており、21世紀において地域開発政策とともに新しい対外開放政策が求められている。

参 考 文 献

和文（50音順）

青木まき [2015] 「メコン広域開発協力をめぐる国際関係の重層的展開」『アジア経済』（日本貿易振興機構アジア経済研究所）第56巻第2号。

赤間弘・御船純・野呂国典 [2002] 「中国の為替制度について」『日本銀行調査月報』（日本銀行）、2002年5月号。

石田正美「越境交通協定（CBTA）と貿易円滑化」『メコン地域 国境経済を見る』、日本貿易振興機構アジア経済研究所。

経済産業省 [2002] 『不公正貿易報告書』（経済産業省HP）。

経済産業省 [2012] 『不公正貿易報告書』（経済産業省HP）。

経済産業省 [2017] 『不公正貿易報告書』（経済産業省HP）。

滕鑑 [2017] 『中国の体制移行と経済発展』、御茶の水書房。

滕鑑 [2018] 「中国の計画経済時代における対外経済の展開－閉鎖経済下の自力更生、貿易、国際援助、インバウンドについて－」『岡山大学経済学会雑誌』第49巻第2号。

日本貿易振興機構（ジェトロ）大連事務所 [2016] 「延辺朝鮮族自治州概況」。

馬成三 [1992] 『発展する中国の対外開放：現状と課題』、日本貿易振興機構アジア経済研究所。

畢世鴻 [2008] 「中国雲南省とラオス、ミャンマー、ベトナム国境地域の経済活動」、石田正美編『メコン地域開発研究－動き出す国境経済圏』、調査研究報告書、日本貿易振興機構アジア経済研究所。

畢世鴻 [2010] 『中国とミャンマーの国境貿易に関する研究』, 日本貿易振興機構アジア経済研究所 (V. R. F. Series, No.457)
 八塚正晃 [2014] 「文革後期の中国における対外開放政策の胎動」『アジア研究』第60号第1巻。

中国語 (中国語文献はピンイン=ローマ字表記順)

段娟・陳東林 [2015] 「“文革” 時期的第三次産業的發展和社会經濟」, 陳東林編 『1966～1976年 中国国民經濟概況』, 四川人民出版社。

賀聖達・王学鴻等編 [2003] 『中国－東盟自由貿易区建設与雲南面向東南亞開放』, 雲南人民出版社。

黃枝連 [2008] 「試論“C> 2 + 2 + 1 : 珠江口－粵港澳發展湾区”－全球化区域協作時代的一個“東亞發展範式”」, 袁易明主編『中国經濟特區研究』(No.1), 中国科学文献出版社。

林毅夫 [2010] 「中国經濟特區具有重要的現實与理論意義」, 袁易明主編『中国經濟特區研究』(No.3), 中国科学文献出版社。

盧光盛 [2009] 「次国家政府在区域合作中的地位与作用－以雲南, 廣西為例」, 劉稚主編『GMS大湄公河次区域經濟走廊建設研究』, 雲南大学出版社。

蘇東斌・鐘若愚 [2010] 「中国經濟特區論綱」, 袁易明主編『中国經濟特區研究』(No.3), 中国科学文献出版社。

譚剛 [2008] 「深港金融合作：理念, 定位和路径」, 袁易明主編『中国經濟特區研究』(No.1), 中国科学文献出版社。

沿边州統計局編 [各年版] 『延边統計年鑑』, 吉林人民出版社 (或中国國際圖書出版社)。

曾智華 [2010] 「中国兩大增長引擎：經濟特區和產業集群」, 袁易明主編『中国經濟特區研究』(No.3), 中国科学文献出版社。

中国国家統計局 [各年版] 『中国統計年鑑』, 中国統計出版社。

中国國務院研究室 [2009] 「新時期中国旅游業發展戰略研究報告」, 中国旅游出版社。

鐘堅編 [2009] 『中国經濟特區發展報告 (2009)』, 社会科学文献出版社。

英文

Ohashi, Hideo. [2015], “China’s External Economic Policy in Shifting Development Pattern”, *Public Policy Review*, Vol.11, No.1.

ProLogis. [2008], “China’s Special Economic Zones and National Industrial Parks—Door Openers to Economic Reform”, *ProLogis Research Bulletin*, Spring.

World Bank. [1993], *China Foreign Reform: Meeting the Challenge of the 1990s*. Washington D.C.

World Bank Group. [2008], *Special Economic Zone: performance, lessons learned, and implication for zone development*, FIAS (The Multi-Donor Investment Climate Advisory Service), April.

Yeung, Yue-man, J. Lee, and G. Kee. [2009], “China’s Special Economic Zones at 30” , *Eurasian Geography and Economics*, 50 (2).